

持続的な生産・流通体系確立事業 てん菜から需要の高い作物への転換支援事業 環境に配慮した地域生産モデル確立事業

持続的な畑作生産に向けて、需要に応じた輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の確立を図るために必要な実証のほか、てん菜からばれいしょや豆類など需要の高い作物への転換、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証などを支援します。

1. 持続的な生産・流通体系確立事業

てん菜産地における需要に応じた輪作体系の導入など、新たな生産・流通体系の確立を図るために必要な実証等の取組を支援します。

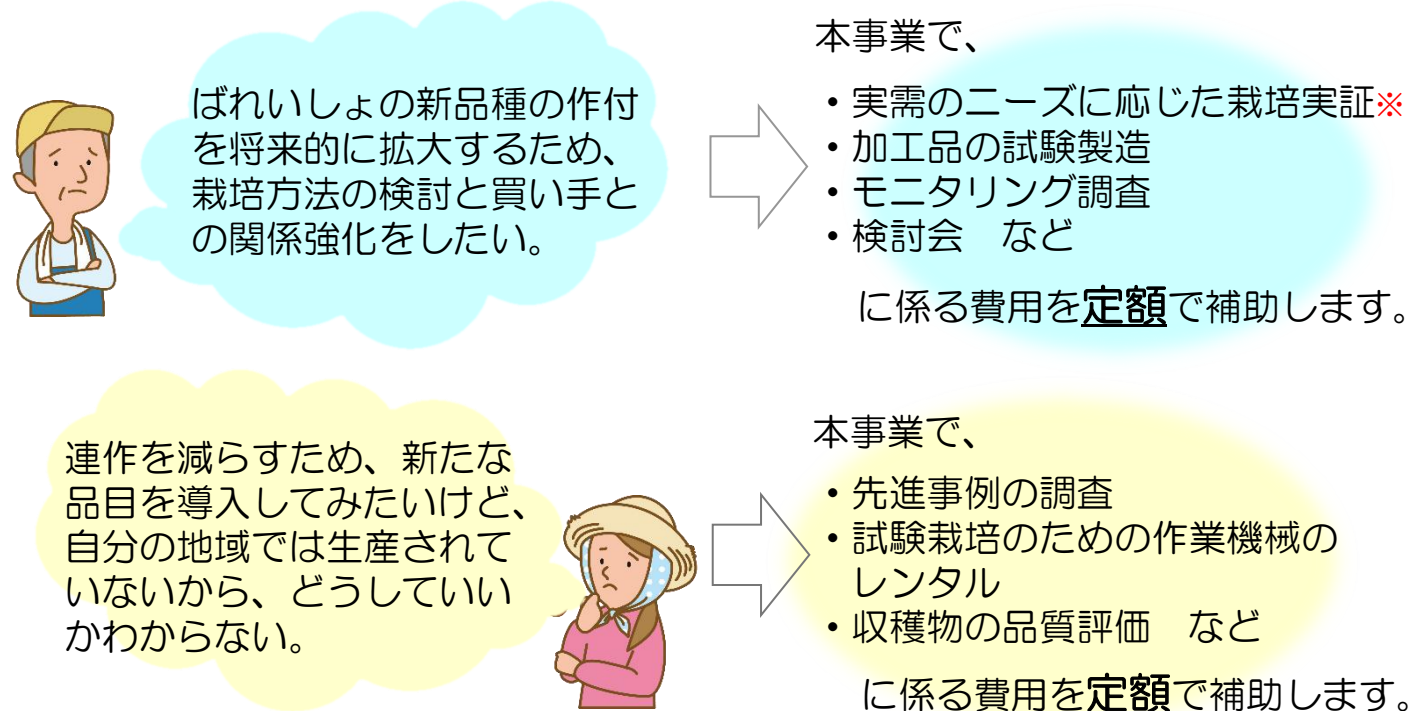
事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体 等

成果目標 事業実施年度の翌々年度までに、実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域1カ所以上に導入 等

補助率等

- ・補助率：10/10以内
- ・補助金の上限：1事業実施主体当たり1,000万円

たとえば、本事業では以下のような取組を支援します。



※ 栽培実証ほかからの収穫物の余剰分を実証ほを管理する生産者等に帰属させる場合は、栽培管理費や肥料や農薬等の生産資材に要する経費は補助対象外となります。（裏面3も同じ）

てん菜から加工用ばれいしょや豆類などへの転換も支援します。（裏面参照）

2. てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

てん菜から需要の高い作物への転換に必要な経費を支援します。

事業実施主体 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体 等

支援単価等

- ・対象面積：てん菜から需要の高い作物に転換する面積
- ・転換に必要な農業機械等の導入も支援
補助率：1/2以内 補助金上限額：1,000万円/台
緑肥に関する機械は対象外

対象作物	支援単価（定額）
大豆、でん粉原料用ばれいしょ	25,000円/10a
子実用とうもろこし（注1）	35,000円/10a
上記以外の需要の高い作物（注2）	30,000円/10a
緑肥（注3）	25,000円/10a

注1：子実用とうもろこしの収穫後の葉・茎等の残渣は、ほ場にすき込むこと

注2：小豆、いんげん、落花生、加工用・種子用ばれいしょ、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、青刈りとうもろこし、その他知事特認作物

注3：事業実施年度の翌年度以降に当該ほ場にてん菜を作付けする時に、需要の高い作物に転換する場合に限る

注4：農業者の組織する団体が転換に必要な農業機械等の導入に取り組む場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上の団体に限る

3. 環境に配慮した地域生産モデル確立事業

化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合、農業者の組織する団体 等

成果目標

事業実施年度の翌々年度までに、

- ・10a当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培と比較して10%以上削減
- ・10a当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培と比較して10%以上削減 等

補助率等

- ・補助率：10/10以内
- ・補助金の上限：1事業実施主体当たり1,000万円